第

2541

ダァスクラ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 5月 19日 水曜日

뭉

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

帳簿の保存期間、更正期間の延長

○ : 平成16年度税制改正で、法人に係る欠 損金の繰越控除の期間が現行の5年から7年 に延長されたことに伴い、帳簿の保存期間や 更正期間も延長されたと聞きました。詳細を 教えてください。

A:以下のとおり延長されました。

【解説】

平成16年度改正では、平成13年4月1日以 後に開始した事業年度において生じた欠損金 の繰越控除の期間が、現行の5年から7年に 延長されました。これに伴い、過去の欠損金 が適切であったかどうかを確認するために必 要な帳簿の保存期間も現行の5年から7年に 延長されるとともに、更正期間についても、 欠損金額に係る更正の期間制限が現行の5年 から7年とされ、さらには、脱税以外の場合 の過少申告に係る更正の期間制限が現行の3 年から5年に見直されることとなりました。

この改正により、①従来は5年で切り捨て られていた欠損金がさらに2年間繰越せるよ うになり、②欠損金額が増加、あるいは、新 たに発生したことに対応するための減額更正 の期間が延長されることとなりましたが、一 方では、①欠損金額が減少した場合に対応す るための増額更正の期間が延長されるととも に、②税務調査で不適切な事項が発見され否 認された場合に対応するための増額更正の期 間も延長されるなど、あまり手放しに喜べる 内容にはなっていません。







